

第4回雄物川水系河川整備学識者懇談会 議事概要

(基本的に事務局説明は除く、質疑応答について記載)

(○：委員、●：事務局)

1. 議事(1) 第3回雄物川水系河川整備学識者懇談会議事概要について

○了承。

2. 議事(2) 議事概要の補足事項の説明

○雄物川水系玉川浸水想定区域図(平成14年公表)の計算について、河道条件はいつ時点のものでですか。

●河道条件も平成14年当時の最新の測量データになります。

3. 議事(3) 治水に関する整備目標の説明

●事務局で治水に関する整備目標について、再検討・精査等を行い、一部変更を提示。

- ・大曲地点及び雄物川橋地点の目標を昭和62年8月洪水規模から昭和22年7月洪水規模に変更。
- ・目標の変更に併せて、浸水想定図の修正版を提示。

○目標の設定が昭和22年7月洪水ということですが、もしこの30年の間に昭和22年7月洪水より大きい洪水が来た場合を想定する必要はないのですか。

●提示した洪水よりも大きな洪水が生じる可能性はありますが、整備計画は基本方針で定めた計画高水流量の途中段階における30年間の整備目標であり、昭和22年7月洪水のような大きい洪水の場合は、浸水想定区域図や洪水ハザードマップ等で大きな洪水被害をどう軽減するか、減災していくかというようなことを想定し、超過洪水に対する対応が必要になります。また、超過洪水が発生した場合は、本整備計画も見直すことも考えられます。

○整備目標の決定方法は既往洪水の最大を用い、目標レベルのバランスがよく整合性・一貫性がありますが、例えば皆瀬川は目標レベル60%と低いため、もう少し大きめを想定してもよいと思いますが、その場合、堤防嵩上げ等の整備が必要になってくると言うことですか。

●そうです。

○その場合、基本的には目標レベルのバランスを図りたいが、整備量が多くなり、30年間整備メニューでは無理になるということですか。

●そうです。

○目標の再検討結果は、安全性が高くなることになるので、大変結構なことだと思います。しかし、前回設定した大曲地点3,500m³/sに玉川橋地点3,600m³/sが合流(足す)して椿川地点で7,100m³/sであるため椿川地点の流量に合うが、今回設定した大曲地点4,600m³/sでは

流量が多くなるため椿川地点も8,200m³/sに増えると思われるが、流量の整合性は大丈夫ですか。

●これまでの洪水実績から大曲地点と玉川橋地点で洪水が同時に起きる可能性が低いいため、大曲地点と玉川橋地点のそれぞれの洪水が椿川地点に流れることから影響はない（単純な足し算にならない）ものと評価しています。

○目標を決めるに際して、椿川の基準点の流量だけではなく降水量や山林、田圃の保水能力などは考慮されていますか。

○水路が三面張りになった、下水道整備が進んだ、耕地整理が進んだなど、昔から変わったということについて考慮されていますか。

●流量は、雨量データを用いて流出計算したものであり、森林等の土地の状況については係数として計算過程で考慮しています。ただし、係数については現況の土地状況のものに関するものを用いており、その時代時代のものを用いているということではありません。

○理論的には考慮できなくはないが、計算メッシュの大きさの課題や必要なデータの不足などから精度良く計算するというのは難しいのが現状です。

○目標流量の再検討結果について了承。

4. 議事（4）治水・環境の整備目標における具体的な整備内容の説明

●治水の整備内容の説明に併せて、代表的な環境の情報について環境情報図を用いて説明しますが、環境情報図には貴重種の生息箇所が細かく記載されており、盗掘の問題、乱獲の問題等がありますので、非公開資料として取扱いをさせていただきたい。また、貴重種等の具体の生息箇所等に係る発言や意見についても非公開の取扱いとさせていただきたい。

○異議無し。

（●委員会終了後、参考資料を回収）

○整備計画目標流量に対する具体的方策の費用には、災害の費用も含まれているのですか。また、検討された整備計画における概算事業費は現実的な値なのですか。

●災害時の費用は、一般会計からの災害復旧費用になるため、勘定が違います（災害の費用は含まれていない）。また、整備計画における河川整備費用は治水特別会計であり、概算事業費は現状の河川整備費用を見込んで30年間分に対応できる事業費用をメニュー化し、積み上げている費用です（具体的な事業費を積み上げている）。

○下流側はほとんどの部分で平水位以上の河道掘削になりますが、洪水の水位変動により河道内における変化（新たなワンド、瀬や淵、固定化など）が発生し、かなりの区間で変化する

こととなりますが、そのことについてどのように考えていますか。

- 土砂を押し流す能力を評価し、河道が大きく変化しないような河道掘削を計画しておりますが、自然を相手に整備することとなりますので、しっかり、モニタリングをおこない、改善すべき事項は改善する必要があると考えております。

○環境目標という言葉は、ISO、CO2削減などについて用いられるものであり河道掘削の際の留意点について、環境目標という言葉を使うのはふさわしくないのではないかと思います。

- 環境目標という言葉については、使い方等を確認し相談させていただきます。

○整備計画における治水対策の中で減災という観点から、重要な防御が必要な地区等の今後の長期計画で工夫している内容を聞かせていただきたい。

- 堤防の質的評価や重要水防箇所の設定等により、ハード的整備が必要な箇所とソフト的整備で対応を図る箇所などを把握し、関係者と協力しながら減災に向けた取り組みを現状においても実施していますので、整備計画にも取り入れます。ハード的整備においても、資産集積等の重要度を考慮した安全度向上を維持し、河川整備を図ります。

○環境への配慮事項は、実際に事業を行う工事業者にも考え方が浸透していないと問題が発生するため、事業者への教育等に関することを位置づける必要があります。

- 環境に配慮した工事をしっかりとやっていくように指導します。

○洪水時の本川の背水等で冠水が起こる地区に対する対応はどのように考えられていますか。

- 関係機関と事業調整を図り、本川との合流点処理等を含めて河川整備を行います。

○渇水時において、河道掘削により湧水群や伏流水に影響はないのですか。

- 環境への配慮事項において、平水位以上の掘削により、水みちには触らない計画としているため、現状は保全・維持されると考えています。

～ (休 憩) ～

5. 議事（5）利水・環境の整備目標における具体的な整備内容の説明

○成瀬ダムは東成瀬村の所管する行政区域であり、地元だけでその地域、水源地を守るのは難しいので、下流域の成瀬ダムの水を利用している利水地域の方々と相互に交流の場を持ったり、森林整備をする等、玉川ダム水源地域ビジョンのような内容を成瀬ダムについても整備計画の中で触れることはできないのですか。

- 記載内容を考えて整備計画に取り入れます。

○カワウが有害鳥獣という表現は、適切ではないと思います。

●表現の仕方を検討します。

○治水のいろんな事業とあわせて利水のためのいろんな工夫、仕組みを一緒に考えていくというような積極的なスタンス、体制に関する考えを伺いたい。

●河川の利用にあたっては河川法の許可なり認可が発生し、利水については、水利権の許可が生じます。河川管理や利水者の事業と、治水事業とを合わせて継続、推進していくということになるのだと思っています。

○森林の持つ役割は非常に大切に、洪水のピークを小さくする、あるいは低水流量を確保したり、土砂の流出を防ぐという、大変重要なところを占めており、河川環境ではなく流域環境といった意味での自然の力を借りた治水対策、いわゆる森林の保護のような取り組みも必要ではないかと思いますが。

○今の流域管理の問題、あるいは河口域の重要性、川が川だけとして独立してあるのではなくて、海の生物にも大きな影響を及ぼしているという認識を持っているということ、この整備計画の中に若干でも入れてほしいと思います。

●森林の持つ保水性等の機能と海に対する栄養塩類の供給については、定量的にわかっていない部分が多いという状況、また、流域全体についてはほとんどが河川管理の権限外であります、流域管理のあり方といった形で整備計画に取り入れるよう検討します。

6. 議事（6）維持管理に関する現状と課題及び基本的考え方の説明

○地球温暖化に関する取り組みについても、危機管理の面で今後は非常に重要であると思います。

●整備計画にも地球温暖化というキーワードは記載していきたいと考えています。

○河川管理施設（樋門・樋管）によって河川の連続性が阻害されることにより、魚類等の生息・繁殖環境への影響といった課題認識も、整備計画の中で触れられませんか。

●流域全体の管理のあり方といった形で整備計画に取り入れるよう検討します。

○危機管理の部分で、自治体の対策本部とすれば国交省の職員が入ると非常に心強いということがあり、もし災害になった時、それぞれの自治体の対策本部に国交省の川の専門家の人たちが入ってくれるような表現ができませんか（これは、平成19年洪水の経験からですが）。

●平成19年洪水もそうなんですけれども、平成20年も地震関係で各自治体に国交省の職員がリエゾンやテックフォースという形で入っておりますので、こういう表現について、整備計画の危機管理の中に盛り込みたいと思います。

7. 議事（7）雄物川水系河川整備計画策定の流れの説明

○了承。

8. その他

○整備計画の見直しにあたっては、10年に1回見直すなどのルールはありますか。

●整備計画の見直しルールはありませんが、整備目標を超える出水が発生した場合や都市整備の条件が大きく変更になった場合は見直すことが想定されます。また、事業の再評価として5年毎に審査していただくことになっています。

○地方分権に関する問題として河川道路の直轄部分を都道府県に移管する問題がありますが、関係流域の市町村に十分協議して進めてほしいと思います。

●地方分権に関しては、我々も秋田県に対して市町村との協議の必要性について問題を投げかけているところです。引き続き、県民にとって一番良い結果となるようにというスタンスで協議して参ります。